

令和6年10月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和6年10月18日開会

丸亀市農業委員会

令和6年10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年10月18日（金） 午前9時30分～午前10時15分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 40人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 2. 西山 孝 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 4. 一本松 学 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 5. 齋藤 純子 | 14. 高木 久義 | 23. 佐藤 久男 | |
| 7. 守家 祥司 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 | |
| 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 6人

農業委員 1人

10. 小松 和貴子

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 6. 坂井 清照 | 15. 田羅間 勳 | 26. 村山 雅美 |
| 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | |

農業委員会事務局出席者

- 事務局長 谷本 孝二
事務局次長 大西 良明
主 査 佐々木武志
主 査 中山 弘美
主 任 宮内 隆匡

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

2. その他

土地に関する議題

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第57号 非農地証明願について

議案第58号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第24号 許可申請の取下願について

その他

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、ただいまから令和 6 年 10 月定例総会を開会いたします。会長よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。めっきり秋らしくなって参りました。この夏は暑かったので、涼しくなるのかなと思っておったのですが。そろそろ皆さんのお家でも稲刈りが終わったとは思いますが、まだまだのところもあるとは思いますが、今年は結構、収穫ができたのではないのでしょうか。今年は単価も上がったので、豊作であればよかったと思っております。田舎の方では、お祭りもどんどんやっておりますので、いわゆる田舎風景がしばらく続くのではないかと考えています。今日この定例総会后に、私と、副会長で市長に対しまして、先月、協議いただきました農地等利用の最適化の推進に関する意見書を提出いたします。皆さんのお声を届けたいと思っております。最後に、例年、忘年会のご案内差し上げております。11 月に出欠を取らしていただきますけど、ご参加よろしくお願いいたします。それでは、今日も議案の審議よろしくお願いいたします。本日の出席議員さんは 15 名で過半数の方の出席をいただいておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、3 番の尾野副会長、4 番内田委員さんでお願いします。それでは、農政に関する議題ですが、今月の農政に関する議題は特にないようで、その他で何かありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。本日お配りしております資料、県農業会議の三笠会長から各会長宛の裏表の 2 つ書類。例年、11 月から 12 月に農業委員さん、推進委員さんの研修会をアイレックスの方で開催しています。今年度は 12 月 19 日木曜日、12 月の定例総会の前の日になります。時間が 2 時 15 分から 4 時 10 分まで。本年度は県農業会議の創立 70 周年記念式典を研修会の前に、13 時から開催するようになっています。地元ということもありますが、できたら 70 周年の記念式典から皆さんのご参加をいただきたいと思います。農業会議へ出欠の報告のため、欠席の方は来月 11 月の定例

総会までに事務局までご一報ください。研修会の内容等については後程ご覧いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明いたしましたこの件について、何かご質問ございませんでしょうか。全員のご参加をよろしくお願いいたしますと思います。特にご質問もないようですので、報告・連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果についてを報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、9 月 27 日金曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は、10 月 7 日月曜日 富田委員で、綾歌市民総合センター開催分は、10 月 10 日木曜日 竹内副会長で、午前 9 時から 11 時の受付で行いました。飯山及び綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ 1 件の相談がありました。

飯山市民総合センター開催時の相談内容は、認定農業者制度についての相談で、認定を受けるためにはどうしたらいいか、経営拡大のため、借りられる農地を探しているとの内容でした。回答としましては、認定農業者制度の受付が農林水産課になるため、農林水産課へ相談に行くように案内し、申請に係る聞き取り等が複数回実施される旨をお伝えしました。また、竹田委員より 5 年後の改善計画が必要であることを説明いたしました。農地の借り入れについては、農地機構へ相談するように案内しました。

次に綾歌市民総合センター開催時の相談内容は、7 月に相談のあった、所有している農地を息子に名義変更するため、司法書士に依頼したところ、他人名義が入っているので、登記が出来ないという回答があり、どうなっているのか調べてほしいという内容でした。その後、土地登記簿謄本等を確認した結果、他人名義等の記載がない旨の回答をしたところ、農地に形状が法務局備え付けの 14 条地図と違う。自宅に古い図面があるので探して後日来庁することになっていました。10 月の相談日では、古い図面を持参せずに来庁し、不動産屋を介し、転用する計画があるが、市道と所有地の間に他人名義の土地があり、転用するのが難しいといわれたので調べてほしいとの事でした。回答としましては、土地の形状については、昭和 40 年に綾歌町道として現在の市道が出来たと

きやそれ以後に地籍調査が実施されているので、その時に確認されていると考えられると説明すると納得をされ、市道との間の他人の土地については、14 条地図を提示し、表記がないことを確認してもらい不動産屋に再度確認するように伝えました。

次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 10 月 28 日月曜日 尾崎委員、市役所本庁開催分は 11 月 5 日火曜日 山根委員、綾歌市民総合センター開催分は 10 月 11 日月曜日 松永哲之委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第 57 号 非農地証明願について、議案第 58 号 許可後の事業計画変更申請について。報告事項として、報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 24 号 許可申請の取下願について。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくをお願いします。

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は8件です。

1番 中津町・・・合計面積 485.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番 川西町南・・・合計面積 279.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、分家独立している譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 垂水町・・・合計面積 1,348.31 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。
2ページにかけてになりますが

4番 綾歌町岡田東・・・合計面積 2,656.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番 綾歌町岡田東・・・合計面積 705.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,400.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

7番 綾歌町富熊・・・合計面積 3,153.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

8 番 飯山町東坂元・・・合計面積 389.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。議案これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

よろしいですか。他に何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 8 番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようですので、議案第 52 号 農地法第 3 条許可申請 8 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3 ページをお開きください。議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてで、ございます。案件は 3 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 581.95 m²（内併せ利用地 472.95 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 58 年頃にかけて造成し、住宅や倉庫を建築し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 田村町・・・合計面積 402.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸コンテナ施設の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において、平成 15 年頃造成し、駐車場として利用してきましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 土器町東四丁目・・・合計面積 137.00 m²（内併せ利用地 237.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、平成 22 年頃に造成し、現在まで進入路として利用してきました。今回当該地

において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 3 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 53 号 農地法第 4 条許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 53 号 農地法第 4 条許可申請 3 件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 13 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 619.01 ㎡（内併せ利用地 114.01 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、農家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 田村町・・・合計面積 185.05 ㎡（内併せ利用地 12.15 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。なお申請地の一部において、平成 5 年頃造成し進入路として利用してきましたが、今回の申請をもってあわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 柞原町・・・合計面積 1,114.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 4 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5 ページをお開きください。

4 番 三条町・・・合計面積 823.85 ㎡（内併せ利用地 393.85 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 垂水町・・・合計面積 958.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル 12 基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 土器町西一丁目・・・合計面積 1,954.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、児童福祉施設 2 棟の建築整備を図るものです。申請

地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 土器町西三丁目・・・合計面積 1,154.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6ページをお開きください。

8 番 土器町西四丁目・・・合計面積 515.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分され、令和8年1月末までの一時転用のため、転用できるものと考えます。

9 番 土器町西七丁目・・・合計面積 982.69 m²（内併せ利用地 964.69 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、平成10年頃に造成し、駐車場として現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、所有権移転を行い無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

10 番 土器町西七丁目・・・合計面積 257.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

11 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 726.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗1棟及び展示場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7ページをお開きください。

12 番 綾歌町富熊・・・合計面積 781.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 367.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 13 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 13 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 13 件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、8 ページをお開きください。議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。8 ページから 51 ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて 81 件、筆数 199 筆、面積 187, 605 ㎡詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

すいません。13 ページの申請番号 12 の賃貸借の部分で、申請書は間違っていないと思うのですが、譲渡人が●●さん、譲受人が▲▲さん、となっていますが、これは逆ではないかなと私は思うのですが。

●事務局員（佐々木武志君）

すみません。おっしゃる通り、逆に記載しておりました。譲渡人が▲▲さん、譲受人が●●さんで、訂正をお願いします。

●会長（松永哲夫君）

よろしいでしょうか。他に何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、81 件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、52 ページをお開きください。議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農業委員会総会で意見聴取するものです。詳細は 1 件 52 ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。促進計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりましたが、ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり、処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 57 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 53 ページをお開きください。議案第 57 号「非農地証明願について」でございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町富熊・・・合計面積 3,327.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困

難となっています。

以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 57 号非農地証明願について、整理番号 1 番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 58 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

54 ページをお開きください。議案第 58 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,783.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 4 月 21 日、分譲住宅 8 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上ご審議よろしくお願いいいたします。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの説明に対しまして、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 58 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 24 号 許可申請の取下願については、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 55 ページをお開きください。報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。報告は 4 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 1,674.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 1 月 26 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 柞原町・・・合計面積 589.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 2 月 29 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望があるため、農地機構または地区の委員さんに相談させていただきます。

3 番 三条町・・・合計面積 1,316.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 4 月 8 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

4 番 飯山町東坂元・・・合計面積 10,148.00 ㎡【議案読み上げ】

56 ページにかけてになりますがこの案件は、令和 6 年 2 月 28 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

57 ページをお開きください。報告第 23 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について報告は 2 件です。

1 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 2,910.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、賃借人へ売却のため、離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,052.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

58 ページをお開きください。報告第 24 号 許可申請の取下願についてでございます。報告は 2 件です。

1 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 4,056.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地で分譲住宅 11 棟の建築整備を図る計画で、令和 6 年 9 月第 46 号議案で、農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、契約解除のため、許可申請の取下願があったものです。

2 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,175.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、1 番に伴う工事用仮設道の整備を図る計画で、令和 6 年 9 月第 46 号議案で、農地法 5 条第 1 項の規定による一時転用許可申請をしていた案件ですが、契約解除のため、許可申請の取下願があったものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、10 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 15 分終了）